

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

第1 方針

水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、河川改良事業等を総合的、計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

また、被害を防止し、あるいは最小限度に止めるため上板町水防計画(別冊)で重要水防区域を定め、対策工法及び避難計画を樹立するものとする。

なお、吉野川及び旧吉野川の浸水想定区域図が徳島河川国道事務所により、宮川内谷川及び江川の浸水想定区域図が徳島県により作成されている。町は、当該浸水想定区域図を活用し、浸水想定区域の住民等を中心に、平素から避難場所、避難方法等の周知を図っていくものとする。

第2 内容

1 河川防災対策

洪水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

(1) 河川情報の収集

国及び県が管理する河川等では、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

国が管理する吉野川は水防警報河川及び洪水予報河川に指定されており、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、県を通じて町に通知されるとともに、洪水のおそれがあるときはその状況が国及び徳島地方気象台から県を通じて町に通知される。

国が管理する旧吉野川及び県が管理する宮川内谷川は、水防警報河川及び水位周知河川に指定されており、設定水位に達した段階で、旧吉野川においては国から県へ、宮川内谷川においては県から水防警報が発令される。この場合に、県から町へ水防警報が通知されるとともに、水防団の準備・出動が呼びかけられる。また避難の目安となる特別警戒水位(避難判断水位)に達した場合は、特別警戒水位情報が出される。

町はこれらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

(2) 警戒避難体制の整備

ア 町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 避難体制の整備

町は、災害対策編 第3章 災害応急対策 第9節 第2内容 ■洪水に対する避難勧告等の判断基準を目安に、現地の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断し、避難準備情報・避難勧告・避難指示を具体的に発令するものとする。

ア 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始

必要な地域に対し避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める。

イ 警戒レベル4 避難勧告

必要な地域に対し避難勧告を発令する。

ウ 警戒レベル4 避難指示（緊急）

必要な地域に対し避難指示を発令する。

エ 警戒レベル5 災害発生情報

必要な地域に対し災害発生情報を発令する。

避難勧告等の伝達は、町及び消防機関の広報車、屋外拡声機、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

区域内の高齢者等、避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

(4) 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる県道の浸水対策を県に要望するとともに、内水氾濫の防止対策等家屋の浸水対策に取り組むものとする。

2 異常降雨水害予防対策

近年、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。これら異常降雨等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずるものとする。

(1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間・場所を事前に予測することが難しいため、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量などの情報を収集・活用が重要となる。

これらの気象情報の収集の手段としては、携帯電話の活用等が効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」等、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く住民が利用できるように、町は周知・広報に努める。

(2) 住民への周知

町は、「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や「避難勧告」等の避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、エリアメールなどにより、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

(3) 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については、水防警報が発せられたとき、町水防計画に定める危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置するものとする。

(4) 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の管理者は、当該施設の点検と所要の予防措置を講ずるものとする。

(5) 水防資器材の点検配備

水防を行うおそれのある場合は、あらかじめ水防倉庫内格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行うものとする。

(6) 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、溢水又は破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対しては避難指示の予告を行う等避難準備配置を講ずるものとする。

避難方法等の措置は、共通対策編 第2章 第12節「避難（事前）対策の充実」のとおりである。

第2節 風害予防対策

第1 方針

風害を防止又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

1 保安林の整備と管理

保安林の多面的効果を発揮させるため、保安林の適正な管理を行い、背後地の耕地や住宅の災害の防除・軽減を図るものとする。

また、風倒木被害を受けた保安林の機能回復を図るため、必要な森林施業を支援するとともに、県に治山事業による荒廃森林の復旧を要請するものとする。

【資料編 3-12 保安林配備一覧】

2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、適地適作及び、防風林、防風ネット等を設置する。また被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、肥培管理や水管理の適正化、枝幹部の誘引等により被害の軽減を図るものとする。

3 通信施設の防災対策

(1) 計画的な設備更改

電気通信設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

(2) 老朽施設の整備強化

本町通信網の防災無線・屋外拡声機施設を守るため、老朽施設の整備強化を図る。

4 電力設備の防災対策

電気設備については、各管理者が弱体設備の補強を行うほか、強風時には予防巡視を実施する。

第3節 土砂災害等予防対策

■地震対策編 第1部 南海トラフ地震対策 第2章 災害予防 第2節 土砂災害等予防対策を参照

第4節 雪害予防対策

第1 方針

降雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第2 内容

1 町は、特に交通の確保を図る措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等実施すべき事項を定め、これにより雪害対策を実施するものとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。

(1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合は各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

(2) 四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社

雪害時において配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。

第5節 気象業務の整備

第1 方針

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 内容

1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

(1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

(2) 警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方气象台、県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎（上板町の二次細分区域：美馬北部・阿北）に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準
(数値は、予想される気象要素値である)

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

（確率値を用いた場合）

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表※1する。

①48時間降水量及び土壌雨量指数※2において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

②3時間降水量及び土壌雨量指数※2において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。

（ただし、3時間降水量が150mm※3以上となった格子のみをカウント対象とする。）

※1 当該地域の中で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報（土砂災害）を、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報（浸水害）を発表。

ただし、②の場合、大雨特別警報（土砂災害）については、別指標で発表する。

※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

（指数を用いた場合）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、1時間に概ね30ミリ以上の激しい雨がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

なお、基準値については、「気象庁ホームページ（特別警報の発表基準について）」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧（令和2（2020）年5月26日現在）

地域		50年に一度の値		
市町村等を まとめた地域	市町村	R48	R03	SW1
美馬北部・阿北	上板町	617	192	335

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>)。

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみを

カウント対象とする。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(2) 警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、別表1の基準に到達することが予想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間降雪の深さが20cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、平均風速が20m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が20m/s以上と予想される場合。

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、別表2の基準に到達することが予想される場合。</p>
------	--

(3) 注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、別表3の基準に到達することが予想される場合。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、12時間降雪の深さが5cm以上が予想される場合。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、平均風速が12m/s以上と予想される場合。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 降雪の深さが20cm以上 2 気象台における最高気温が7℃以上 3 降水量が10mm以上

低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</p> <p>具体的には、气象台における最低気温が-3°C以下と予想される場合。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p>具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4°C以下が予想されたとき</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p>発表基準としては、気温$-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、別表4の基準に到達することが予想される場合。</p>

注1 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。

注3 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注5 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

注6 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の見準を暫定的に下げて運用する。

(別表1) 大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
美馬北部・阿北	上板町	25	149

(別表2) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
美馬北部・阿北	上板町	宮川内谷川流域=20.2、 大山谷川流域=8.2、 泉谷川流域=9.1	—	吉野川[岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]

(別表3) 大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
美馬北部・阿北	上板町	10	119

(別表4) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
美馬北部・阿北	上板町	宮川内谷川流域=16.1、 大山谷川流域=6.5、 泉谷川流域=7.2	—	吉野川[岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新してお

	り、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

※その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値
- ・洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」で確認できる。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まってい

るかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村及び地域（図2参照）を特定して警戒を呼びかける情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

図2 発表対象地域名（松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く 発表対象地域数44）

7 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間
の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分
析）したときに、徳島県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害
や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状
況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認す
ることができる。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部 1時間降水量	110ミリ以上 を観測又は解析したとき
--------------	---------------------

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報
で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっ
ているときに、一次細分区域単位（徳島県 北部・南部）で発表される。なお、実際に危険度が高ま
っている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜
巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位
（徳島県 北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

<p>徳島県竜巻情報 第○号 令和××年×月×日○○時○○分 気象庁発表</p> <p>徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合に は、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、×日○○時○○分まで有効です。</p>
--

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

<p>徳島県竜巻注意情報 第○号 令和××年×月×日○○時○○分 気象庁発表</p> <p>【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。 徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合に</p>
--

は、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

9 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

10 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに、72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5日（120時間）先までの進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推定位置を1時間ごとに発表するとともに24時間先までの予報を3時間ごとに発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を3段階、強さ（最大風速：10分間平均風速の最大値）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	分類
500 km未満	—
500 km以上 800 km未満	大型（大きい）
800 km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未 満	—
33m/s 以上 44m/s 未 満	強い
44m/s 以上 54m/s 未 満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

11 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

- (1) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

■警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

発表官署 徳島地方気象台

上板町	府県予報区		徳島県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		美馬北都・阿北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	149
	洪水		流域雨量指数基準	宮川内谷川流域=20.2、大山谷川流域=8.2 泉谷川流域=9.1
			複合基準 ^{※1}	—
			指定河川洪水予報による基準	吉野川〔岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十〕
		暴風	平均風速	20m/s
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
		波浪	有義波高	—
		高潮	潮位	—
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	119
	洪水	流域雨量指数基準	宮川内谷川流域=16.1、大山谷川流域=6.5	

		泉谷川流域=7.2
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	吉野川〔岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十〕
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
波浪	有義波高	—
高潮	潮位	—
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	—	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度が40%で実効湿度が60%	
なだれ	積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温7℃以上 ^{*2} 3 降水量10mm以上	
低温	最低気温-3℃以下 ^{*3}	
霜	晩霜期 最低気温4℃以下	
着氷	—	
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

- * 1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。
- * 2 気温は徳島地方気象台の値。
- * 3 気温は徳島地方気象台の値。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。地表面を約1km四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

第2章 災害応急対策

第1節 豪雨災害への対応

第1 方針

豪雨災害時における住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等の方法について定める。

第2 内容

町は、豪雨災害時における避難勧告等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難勧告等に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、県、近隣市町、防災関係機関、マスメディアなどと連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第2節 水防活動の実践

第1 方針

水防に関する計画は、上板町が水防法第33条に基づき別途定める「上板町水防計画」に従い、洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るものとする。

第3節 土地改良区等における災害応急対策

第1 方針

土地改良区、水利組合、ため池管理者は、管理する取水施設、排水機場、用排水路、農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第2 内容

- 1 台風等、風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。
 - (1) ため池や用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
 - (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
 - (3) 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり、ため池が、越水等により決壊するおそれが生じた場合は、速やかに町及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとする。